

○「議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 川崎市民間活用推進委員会を新たに附属機関として設置する意義について

川崎市行財政改革第2期プログラムに位置付けた改革課題を着実に推進するためには、民間事業者の活力を活用する取組を進めることが必要であると考えている。そのため、PPP（公民連携）、公共経済、法律、民間事業者等の学識経験者5人で構成される川崎市民間活用推進委員会を附属機関として位置付け、意見を聴取することにより、本市の民間事業者の活力の活用を推進していきたいと考えている。

* 川崎市民間活用推進委員会による審議内容が本市の施策の方向性に及ぼす影響について

本市の施策において民間事業者の活力の活用が必要となる分野については、個別に検討していきたいと考えている。

* 民間事業者の活力の活用範囲が過度に拡大化する可能性に対する認識について

財政上の制約がある中で、最適な公共サービスをどのように提供していくのが課題であり、その解決を求められていると考えている。民間事業者の活力の活用は、課題解決の一つの手段となり得ると考えており、活用推進の取組に向けた検討を進めていきたいと考えている。

* 民間活用の推進としてのマーケットサウンディング調査における公的責任の担保について

マーケットサウンディング調査は、事業検討を進めるに当たって行政のアイデアだけではなく、民間事業者のアイデアを生かす仕組みであるが、提案された内容をどのように計画等に取り入れるかについての最終的な判断は行政において行うため、公的な責任は担保できるものと考えている。

《意見》

* 民間活用の推進の取組として行われた川崎市総合自治会館の跡地等活用の検討に関するマーケットサウンディング調査においては、地域の具体的な要望内容が民間事業者に十分に示されないまま調査と意見聴取が行われた経緯があるため、地域の要望を踏まえた上での民間事業者からの提案を生かす仕組みづくりについて検討してほしい。

* 本議案は様々な施策を民間任せにする流れを生み出すものであると考える。全ての民間活力の活用を否定するものではないが、公的な責任の範囲が不明確なまま取組が推進されることは、最終的には市民の利益につながらないとの懸念が払拭できないため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第2号 川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 本市職員の時間外勤務の改善状況について

本市職員の時間外勤務の状況として、時間外勤務時間の年間平均が平成28年度は173.2時間、平成29年度は154.9時間となっており、約10.6パーセントの減少となっている。

また、時間外勤務が年間で480時間を超えた職員数は、平成28年度は894人、平成29年度は691人となっており、22.7パーセント減少しているが、依然として長時間勤務となっている職員がいるため、引き続き長時間勤務の是正を喫緊の課題として取り組んでいきたいと考えている。

* 増員される病院局企業職員定数の具体的な内容について

病院局企業職員の定数を2年間で16人増員するものであり、基本的にリハビリテーションのスタッフを増員する予定である。増員となる16人のうち、市立川崎病院に12人、市立井田病院に4人が配属となる予定である。

スタッフの内訳としては、理学療法士が9人、作業療法士が5人、言語聴覚士が2人となっている。入院患者に対するリハビリテーションの充実を図ることで、患者の日常生活動作能力の保持・回復を促し、日常生活への復帰を支援することを目的としており、地域包括ケアを推進する取組の一つであると考えている。

《意見》

* 小杉小学校の新設等に伴う職員の増員や病院局企業職員の増員については問題ないと思うが、市長事務部局の職員定数が削減された点については賛成できないため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第3号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例第2条の「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務」の規定のうち、「不快、不健康」の箇所については児童福祉施設等に従事する職員に対して不適切であると考えてるので、条文の表現について再考してほしい。

* 児童福祉施設等における業務はときとして児童の生命に関わることもあり、専門性と力量が問われる非常に重要な業務であると考えている。児童虐待防止に向けては、専門職の体制強化を始めとして、児童福祉施設等への総合的な支援が求められていることから、福祉業務等手当を廃止する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第4号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第6号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 景気動向等により消費税率の引上げが行われなかった場合の対応について

仮に消費税率の引上げが延期となった場合には、全庁的に影響が出ることが想定されるため、国の動向等を注視して全庁的な対応を検討することになると考えている。

《意見》

* 本議案は消費税率の引上げに伴い、中央卸売市場北部市場の市場利用料等の改定を行うものであり、消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第7号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本議案は消費税率の引上げに伴い、地方卸売市場南部市場の利用料金等の改定を行うものであり、消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第8号 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本議案は消費税率の引上げに伴い、本市競輪場内の売店の使用料の改定を行うものであり、消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第9号 川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 本議案は消費税率の引上げに伴い、本市競輪場の使用料の改定を行うものであり、消費税率の引上げ自体に反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第23号 川崎市行政不服審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第24号 包括外部監査契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第25号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第31号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第57号 平成30年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第58号 平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第66号 平成30年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 外国人総合相談事業費に係る次年度以降の国からの補助内容について

本議案において、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」として、外国人総合相談窓口を整備するために予算を補正しているが、今回の整備に係る補正額の全額を国からの国庫補助金で対応している。次年度以降についても、運営事業費に関して国庫補助金が補助率2分の1の割合で支給される見込みである。

《意見》

* 外国人総合相談窓口が開設される予定の川崎市国際交流センターは、駅からの距離が遠いため、来訪者の利便性を考慮すると、JR川崎駅前やかわさききたテラス内で整備することが望ましいと考えるが、実現が困難な場合には、川崎アゼリア内に空きスペースが発生した際などに、相談窓口の出張所機能を有するスペースを整備することについて検討してほしい。

* 本市では、ベトナム及びネパール国籍の外国人登録が増加しているため、相談窓口における多言語対応に当たっては、英語、中国語及び韓国語に加えて、ベトナム

ム語やネパール語でも対応できるよう検討を進めてほしい。

- * 外国人総合相談窓口においては、国民健康保険料や国民年金保険料の納付相談等を含めた福祉関連の相談が寄せられることも想定される。未納対策の改善が期待できるため、次年度以降の相談窓口の運営に向けた議論においては、福祉分野に精通した専門的な職員の配置について検討してほしい。
- * 本議案の羽田連絡道路整備事業費に係る補正予算については、反対の立場であるが、他の補正予算の内容については、市民生活にとって必要な予算であると考えられるため、本議案には賛成するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決